

議案第99号

佐野市アリーナたぬま等の指定管理者の指定について

佐野市アリーナたぬま等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日提出

佐野市長 金子 裕

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 佐野市戸奈良町21番地
佐野市アリーナたぬま
- (2) 佐野市あくど町3092番地
佐野市葛生農業者トレーニングセンター
- (3) 佐野市嘉多山町3623番地1
佐野市葛生武道館
- (4) 佐野市中町345番地1
佐野市中運動公園
- (5) 佐野市戸室町1592番地2
佐野市田沼グリーンスポーツセンター
- (6) 佐野市田沼町1600番地
佐野市田沼総合運動場
- (7) 佐野市閑馬町370番地
佐野市田沼西運動場

2 指定する指定管理者

茨城県つくば市大角豆1744番地
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
理事長 沼尻 満 男

3 指定管理者に指定する期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

佐野市アリーナたぬま等について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

議案第99号参考資料

指定管理者候補者の概要

名称	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
種別	特定非営利活動法人
設立年月日	平成12年6月15日
資産総額	10万円
従業員数	250人
設立の趣旨	世界中の人々に対して、スポーツ文化・生活文化に関する事業を行い、人々の夢に寄与することを目的とする。 「子どもたちの夢のために、そして子どもから大人・高齢者や障害者の方まで誰もが安全で心豊かに生活できる地域社会の創造」を目指し、「Dream for Children」を合言葉に、スポーツを通じた多様な社会貢献活動を行う。
事業概要	世界中の人々に対して、スポーツ文化・生活文化に関する事業を行い、人々の夢に寄与するとの目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動 (4) 国際協力の活動 (5) 子どもの健全育成を図る活動 上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① イベント事業 ② 施設運営・ネットワークの構築・経営 ③ 国際交流事業 ④ 人材派遣業 ⑤ 警備業 (2) その他の事業 ① 物品販売事業
類似施設での指定管理の実績	(1) 佐野市運動公園 (2) 佐野市佐野武道館 (3) 栄公園

- (4) 佐野市宮大橋町プール
- (5) 笠間市総合公園ほか5施設（茨城県）
- (6) さしま健康交流センターほか1施設（茨城県）
- (7) あけの元気館（茨城県）
- (8) フィットネスパーク・きぬ（ほっとランド・きぬ）（茨城県）
- (9) 大洗町健康福祉センターゆっくら健康館（茨城県）
- (10) 古河スポーツ交流センター（茨城県）
- (11) 東町運動公園（茨城県立スポーツセンター）（茨城県）
- (12) つくば市二の宮公園ほか12施設（茨城県）